

「両手引き歩行は間違っている」と主張する職員

■入所時に手引き歩行を約束？

Mさん(83才)は、介護付き有料老人ホームに入居する要介護3の女性利用者です。居室内など短い距離は介助すれば歩行することができます。入所時には、娘さんから「家ではトイレまでいつも手引きで介助していた」というので、Mさんがトイレに行きたいというと、手引きで介助しています。ところが、他の施設から移ってきたS職員が「両手引き歩行は間違った介助方法なのでできない」と言って、斜め後方から手を添えて介助をするようになりました。ある時、Mさんは、介助歩行中に大きくふらついたことがあったため、主任が「Mさんの場合は両手引き歩行をすることになっているので、そうするように」と指導しましたが、「間違ったやり方はできない」と頑なに拒否します。一度娘さんが来ている時にS職員が介助しているところを目撃して、「不安定なようですが大丈夫ですか？」と疑問を呈してきました。施設長が改めてS職員と面談をして、施設の介助方針に従うようにと厳しく言いましたが、「外部の介助法の専門家に聞いてみる。むしろ、施設が専門家の指導を受けるべきである」とまくしたて、聞く耳を持ちませんでした。施設長は、Mさんの担当を変更しましたが、S職員は他の職員の介助方法も正すようになり困ってしまいました。

正しい介助方法とは教科書に載っている介助方法か？

■両手引き歩行は間違いか？

「両手引き歩行という介助方法が正しいか」という問題を考えてみましょう。バランスの取れた自立歩行には両手の動きが必要であり、両手を封じられてしまうと自立歩行の支障になります。そうすると、生活動作における身体機能面から言えば、両手引き歩行は間違いということになります。

介護福祉士を目指す学校の試験問題であれば、「両手引き歩行」は正しくないかもしれませんが、Aさんの介助方法という意味ではどうなのでしょう？



そもそも介助方法が正しいか正しくないかは、「その人にとって正しいか」という視点で判断しなければなりません。介護サービスの契約では、どのような介助サービスを行うのかは、個々の利用者に合わせて施設サービス計画書に記載して行うことになっています。長年奥様が我流で介助している人にとっては、PTの正しい介助方法も正しくないということが良くあります。介助法は利用者それぞれなのです。ですからS職員は、プロの介護職員として判断が誤っているといえます。

■入所時の約束であれば契約の一部

次に、「利用者A様には両手引き歩行が必要」という判断が医師やPTの指示もしくは家族からの要望でこれを施設が受け入れた場合、「手引き歩行にて介助する」というのが入所契約上の債務になります。

一般的に介助方法に関する重要な契約事項は、施設サービス計画書に記載した時点で、契約としての効力が生まれます。

施設がお客様から要望された契約内容を職員に指示しているのに、これに従わないのは業務命令違反でありサービス規程違反です。指示された介助方法を守らずに事故が発生すれば、故意に業務命令に違反して事故を起こしたことになり、懲戒処分が適用されるかもしれません。施設が賠償金を支払った場合、施設は職員個人に賠償請求することもありうるのです。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

マーケット開発部 市場開発室

担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456

監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店